

Title	米価調節私見 (下)
Sub Title	
Author	気賀, 勘重
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.2 (1916. 2) ,p.115(1)- 141(27)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160201-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資本金五百萬圓

本社 東京市日本橋區檜物町十二番地

電話 本局 五五三〇番
同 五五三一番
同 五五三二番
同 五五三三番

支店 大阪、京都、橫濱、神戸、名古屋、仙臺、福岡

代理店は全國及び海外樞要の地にあり



千代田火災保險株式會社

- | | | | |
|-------|-------|-----|-------|
| 取締役社長 | 門野幾之進 | 取締役 | 益田 太郎 |
| 專務取締役 | 新井由太郎 | 取締役 | 川崎芳太郎 |
| 取締役 | 成瀬 正恭 | 監査役 | 坂田 實 |
| 取締役 | 北川 禮弼 | 監査役 | 赤星 鐵馬 |
| 取締役 | 樺山 愛輔 | 監査役 | 福澤大四郎 |
| 取締役 | 松原 重榮 | 監査役 | 山名 次郎 |

三田學會雜誌第十卷第二號

論 說

米價調節私見(下)

氣 賀 勸 重

八

政府を別にして直接に米穀供給調節の局に當り得るものを求むれば其生産者の團體組織あるのみ。多數の生産者が一致團結以て或は其生産を限定し若しくは其販賣高を調節し、依つて以て其市價の維持又は引上を謀るは彼の企業聯合に之を見る所にして、企業聯合が價格調節の恰當の手段たるは今や經濟學者の一般に

認むる所なり。然れば我國の米産者即ち地主及び農民も一致團結以て一定價格以下にて米穀を賣却せざることを定め、常に其販賣高を齊一にして市場を左右するに於ては米價の均勢維持必ずしも難事に非ざる可し。

否な縦令ひ毎月毎歳の販賣高を全然齊一にすることなしとするも、少なくとも農家各自が凶歳には凶歳相當の月々平均額、豊年には豊年相當の毎月平均額を賣出すこととし、敢て好機會を待つて可及的高價に自己の持米を處分せんとするが如き投機的販賣を試みざるに於ては、米價の激變は之を免るゝを得可し。當今に於ける米價激變の一大原因は農家の出穀の頗る不平均なるに在り、而して其不平均なる所以は投機的賣却の精神の農民の間に旺盛なるものあるに在り、故に米價調節上の一大急務は農家に産米の平均賣を奨励するに在りとは正米市場精通者の所言眞に其言の如しと雖も、其の所謂平均賣奨励の方法如何に就ては、言者に果して確たる成案ありや否や頗る疑なきを得ず。蓋し、單に農民に向つて米價騰落の理法を説き、一般の利益の爲に平均賣の有利なるを説明せるのみにては、大多數の産米者の歩調を一にして其勸誘に應ずることを期待す可らざればなり。

由來、自己に取りて最も有利なりと認むる行動に出づるは、當今の經濟社會に於て産業に従事せる者の須らく守る可き權利たり。將た義務たり。産業従事者は斯くして初て能く其産を守り、國民經濟に貢献し得可きなり。然れば縦令ひ米穀の生産者に對して漫然産米平均賣の利益を説くも、近き將來に於ける其下落の趨勢顯著なるに際して賣急ぎを差控へしめんとするは、騰貴の傾向現然たるに際して規則的に月極額を賣放たしめんとすると共に頗る困難なるを免れず、或は一部少數者の能く其箴言を守る者ありとするも、他の多數者にして其行動を共にせざるに於ては爲に生ずる市價の騰落は免る可らずして、其少數者は結局大勢に逆行し自ら損失するの外得る所なかる可し。果して然りとせば一般産米者をして平均賣の策を取らしめ、市場の出穀高を均一にして以て市價の激變を少なからしむる直接の方法は一種の企業聯合の組織に依り、一般産米者を糾合し制馭して共同一致の歩調を強制するの外ある可らず。産米共同販賣の組織の如きは即ち是なり。

完全なる此種の組織にして實現し得らるゝものなりせば、平均賣の勵行、さては米價激變の調節復た敢て難事に非ざる可し、而して企業聯合の組織は他の産業に

其實例少なきに非ずと雖も、併し産米者の全般否な少なくとも大多數を糾合して斯る獨占的の組織を設立するは、現下の我經濟界に於ては殆ど絶對的の不可能事に屬せり。蓋し各人はそれ〴〵私經濟上の事情境遇を異にし、私經濟上の處置行動亦從つてそれ〴〵に異ならざるを得ざるものあり。等しく産米者に在りても或は市價の如何に拘らず、急速の賣却を必要とする者もあれば、其一方には敢て賣急きの念なく、只管高價の時期を待ちて之を賣却せんとする者もある可く、或は賣却適當の時期如何に就ても甲乙の所見必ずしも一致せざる可し。是れ即ち一定の組織的強制に依るに非ざれば、農家一般をして平均賣其他の一致的行動に出づるを得ざらしむる原因なるが、此同一の原因は我國農民の場合に於ては又其一致團結をも困難ならしむる原因たらざるを得ざるなり。

熟々企業聯合及び企業合同の歴史を見るに、同業者各自相互競争の弊を悟り、其同一の利益を認めて互に共同の組織を設けたるに拘らず、然かも其成立後に於て永續せずして、間もなく解散又は崩壊の不運を見るに至るもの多きは其原因の時に外部の競争の激烈なるに在ることありと雖も、多くは團體内部の不統一不調和に基因せるの狀あり。而して其不調和不統一は各員の利害相一致せざるに出づ。故に企業聯合の組織は同種企業家の數愈々少なきに従ひ其成立益々容易にして組織亦益々鞏固なるを得可く、之に反して同種企業家の數愈々加はるに従ひ成立益々困難統一的制収益々不完全なりと認めらる。此點よりして之を觀れば、數百萬を算する我産米者の全般を糾合し經濟的境遇千差萬態なる各地方各階級の産米者を統一的に制収せんとする農業的企業聯合の事實不可能なる復た多言を要せずして明なる可し。惟ふに前述の專賣制度に等しき一種の強制手段に據るに非ざれば、此種聯合の實蹟を擧ぐるは不可能なる可く、而して專賣的強制策の有害且つ不可能なること前述の如しとせば、此種調節策の早急に行ひ得可きものに非ざることも復た言はずして知る可きなり。

さはれ農民が一般に自家の境遇を自覺し來り、各地方に於て自發的に共同販賣又は平均賣の團體を組織するは米價の調節上全然無效のことに非ず。此種の共同販賣組合各地方に簇生し、各組合著實に所謂平均賣の策を實施するに於ては市場の出穀も自ら調整せられて従來よりも幾分か市價激變を少なからしむるの效

果ある可く、而して其効果は此種組合を通ずる出穀高愈、多きに從ひ益々顯著なるに至る可し。蓋し需要供給の關係上自然の勢なれども、其共同販賣、平均賣却の米價に及ぼす此効果は畢竟從來の激變を幾分か緩和する間接の影響に過ぎず。直接に米價を左右し之を調節するは全國産米者を網羅する一大企業聯合の外あるなし。農民の共同販賣組織は米價調節上のみならず、其他の理由よりしても亦其發達を希望す可きものなれども、米穀の供給調節を單に此組織のみに期待せんとせば結局失望に終るを免れざる可し。

或は此種の共同販賣平均賣却の組織廣く全國に普及し産米者は事實上一大企業聯合を形成するに至れるありとするも、然かも米價調節上より觀れば此組織には一大缺點なきを得ず。暴落抑制の効果は能く之を舉げ得可きも、暴騰抑壓の効果は此種組織に之を期待し得可からざること即ち是なり。由來我が米價の暴騰は前述の如く主として現品不足に基づく稀少價格に在るの常なるが故に、其抑制は供給の増加に之を待たざる可らず。然るに農家の聯合は豐年に於て殘米の賣控を爲し之を翌年又は翌々年に繰越すの策を實施し得可しと雖も、一朝凶歳の二三年繼

續し在穀實際に不足を生じ來る場合に於ては復た之を如何ともする能はず、翌年の收穫を待たざる供給増加の急速の要求には如何にしても應ずる能はざるなり。又實際に米穀不足し、需要者相競ふて非常の高價をも尙ほ且つ辭せざるが如き時期に際しては斯る組合に向つて正常の廉價に其持米を賣出さんことを望むも得可らず。蓋し賣却に當つて可及的高價に之を賣らんとするは個人たると組合たるとに論なく交易界の通勢なればなり。或は組合にして非常に所謂の公德心に富み一種の慈善的精神を以て廉價に其持米を賣出すとするも、市場全般の供給にして不足せんか其廉賣は徒に中間商人を利するの外遂に全く市價の高騰を制するの效果なかる可し。何れにしても暴騰抑制の効果は此種の組織に之を望むを得ざると共に其反對に此組合が私利を是れ事とし、米穀不足に乗じて特に賣惜の態度に出づるが如きことあるに於ては却つて大に暴騰の勢を助成するの弊あるを免れざるなり。

九

要するに直接に米價の決定に干渉して該價格を一定の最高限度以下又は最低

限度以上に維持せんとする政策は實行し得可きものに非ず。強いて實行せんとせば米價の調節は或は其目的を達し得可けんも、之に伴ふて生ずる弊害と失費とは米價の變動其物の弊害よりも遙に大なるものあるを免れざる可し。蓋し、一切の生産物の價格の決定を需要と供給の關係に委し、價格の騰落に依りて兩者の關係を調節せしむるを原則とせる現經濟制度の下に於て、特に主要食料品に限り人爲的に其價格を一定せんとするは自ら需要と供給の關係を紊し其調和を妨害して結局其需要者及び供給者の經濟上の不安を來たさしむるものあればなり。

然れば米穀と雖も其價格の高低は主として之を交易界自然の成行に委せざる可らず。人口の増加、米食常習者の増加、米穀精製品の増進等に基因する需要の増進、耕地面積の増加、米作技術の改良等に基づける供給の増進、並に一般物價に關係ある貨幣及び信用狀態の影響等凡そ正常なる事實に基因する米價の變動は之を交易界自然の風潮の赴く所に委せざる可らず。年の豊凶に基づく騰落も亦其騰落が實際の供給不足又は供給過剰に出づる限り之を自然の成行に委せざる可らず。斯くて價格の大勢を自然の成行に委すると共に、其一方に於て交易場裡に於ける其

自然の成行を妨害する幾多の原因より來れる一時的の暴騰及び暴落を緩和するは惟ふに米價調節上實施し得可き最も安全の方策なる可し。蓋し米穀の需要は年々歳々殆ど一定して變ることなく、毎月毎日の需要亦殆ど齊一なるものあると共に、其供給は年の豊凶と農家經濟の狀態並に將來の見込に依り時々消長あるを免れざること前述の如く、而して其消長増減は一部分自然的原因に出づると共に少くとも一大部分は人爲的原因並に人爲に依り排除し得可き交易上の障害に出づること争ふ可らざるの事實なり。然れば若し此等の人爲的原因並に交易上の障害に對して適當の制駁を加ふるに於ては突飛的なる一時的の暴騰暴落は少なくとも大に之を緩和し得可らざるに非ざる可し。斯る緩和策は勿論米價其物を直接に調節せんとするものに非ず、唯々其暴騰に際しては可能なる供給の出現を妨害する原因を可及的排除するに勉め、又暴落に際しては特に眼前の供給を過大ならしむる原因を排除するに勉め、依て以て供給を可及的均齊ならしめ、以て間接に米價の調節に資せんとする微温的なる調節策に外ならざるなり。

今此種の調節策如何を顧るに、其方法一にして足らずと雖も、併し何れも直接調

節を主眼とせる前述の諸策と異なり、唯々暴騰又は暴落の事實の現に現はれ若しくは將に現はれんとするに際して初て施す可き臨時策に外ならざるが故に、其手段方法は暴騰の場合と暴落の際とに於て全然趣を異にせざる可らず。蓋し斯る暴騰を誘起する原因は暴落を惹起する原因と全然別種且つ無關係なるものなればなり。

十

熟々米價暴騰の場合を観るに、其暴騰の原因の一は確に在米の不足、詳言すれば市場に提供され得可き玄米の比較的不充分なるに在ること勿論なれども、併し此實際の供給米不足よりも尙ほ他に幾多の原因の相場を奔騰せしむるものある次第は暴騰が通例僅に數日又は數月の短期日内に限られ、次期收穫米の市場に出でざる遙に以前に多少の下落を來たし、甚だしきに至りては却つて反動的の暴落を來たすことすら少なからざるの事實に觀るも之を窺知するに足る可し。而して暴騰の勢を助成せしむる此種の一時的な原因と見做す可きものを擧ぐれば、戦争、凶歲等供給不足又は需要増加を豫想せしむる不安の事變なり。一朝此種の事變突發す

るか若しくは發生の豫想せらるゝ時は米穀所有者は將來の騰貴を豫想して賣惜を爲すもの加はり來り、米商人並に消費者の思慮ある者亦將來の供給不足を懸念して先づ購入貯米せんとするに至る。斯くて兩者相率ひて益々市場に於ける供給不足の勢を助成し、實際の供給不足の要求する程度以上に米價を奔逸せしむるなり。而して斯る場合に於て最も甚だしく米價の奔騰を激成するものは地主及び農民の投機的賣惜なり。農村に於ける金融組織愈々發達するに従ひ此種賣惜の風の益々養成せらるゝものあるは前述の如く、現に去る大正二年より同三年の夏期に亘りて米價の異常の騰貴を示せるが如き確に其原因の一は此に存せしなり。然ればこそ大正三年度の米作豊饒なるの事實豫想せらるゝに及んで出穀一時に激増し來り、新穀の出盛期に先だつ二ヶ月既に甚だしき激落を示すに至れるなり。

由是觀之、暴騰の勢を抑制するの途は供給を潤澤ならしむるの途を開くの外ある可らず。尙ほ一層具體的に言へば米價が一定の程度以上に達せる場合には一定の方法に依り米穀の供給を潤澤にするの途を豫め一定し、其米價の實現するに及んで直に之を實行するの用意なかる可らず。彼の常平倉案の如き即ち其一策なる

可しと雖も、世人一般に供給不足の懸念に驅られ、米穀所有者の賣惜と共に商人及び消費者の購買欲旺盛なる場合に於ては、僅々百萬石二百萬石といふが如き有限の供給量を示すのみにては決して以て充分に其不安を慰す可らず。實際上左程巨額の供給増加を必要とせずとも、少くとも其供給の源泉は需要に比して綽々餘裕ある程の無盡藏の源泉なるを示さざる可らず。而して此點より觀れば、其供給増加の源泉は是非とも外國米の輸入に待たざる可らざる可し。蓋し農商務統計の示す所にして大體誤なしとせば、我國の米穀供給は平均に於て事實上需要に比し多少の不足あるを免れず、凶歲其他の事變に際して一般に供給の不足を懸念し、米價を奔騰せしむるも畢竟此供給不足の事實に外ならざればなり。

勿論當今に於ても、外米輸入の途は存せざるに非ず。一定の關稅をだに支拂へば其輸入は各人の隨意なりと雖も、併し其輸入には幾多の經濟的危險の之に伴へるものあり。注文期より着荷期に至る間に於ける價格下落の危險、其間に於ける關稅輕減の危險、其他時としては運賃の増減等頗る懸念す可きものあるが故に、米商人は餘程多額の利益を期待し得るに非ざるよりは、容易に之が買付を爲さず、從つて突然判明し來る供給不足の急に應ずる能はずして米價を奔騰せしむるなり。然れば外米輸入の此危險を除き米價暴騰の際には何時にても充分に外米を輸入し得るの用意をなすに於ては、惟ふに其暴騰の一大部分は之を避くるを得可し。而して此用意に充分完備するに於ては、將來の奔騰を期して漫然賣惜を爲す米穀所有者の投機的賣控は大に其實を減す可く、此一事に依りても供給は常に其平調を持續して敢て甚だしく米價を引上ぐる可くなく、又一時の暴騰に依りて過大の外米輸入を誘起し、後日暴落の因を爲すが如き弊なかる可し。

然り而して外米輸入の現時の障害を取除くの途は、外米を政府の專賣に委し、政府をして平時並に非常時に適宜之を輸入せしむることにして、以て供給調節の局に當らしむるは正に其一策なる可く、政府の專賣若し不可能なるの事情ありとせば、内地の米價一定の高位に達せる場合には、常に政府をして運賃の補助、關稅の遞減若しくは撤廢、外米の定期取引助成等適宜の方法に依り、其輸入を助成せしむるの方策を豫め一定し、常に世人をして之を確認し置かしむるも一策なる可し。何れにしても米價一定の程度に達せる以上、政府の外米輸入直營又は其輸入助成策の

必ず實施せらる可く、外米の滔々流入し來る可きを一般世人に確認せしむるは暴騰調節上最も必要なる一事にして、之が爲には平素常に政府に於て適當の用意あるを必要とす可し。

さはれ何れにしても此外米輸入の便宜上先づ着眼す可きは米穀の輸入關稅なる可し。此關稅あるが故に外米の輸入は常に妨害せらるゝ次第なるが、併し我國に於て外米の比較的多量に輸入せらるゝは實際上凶歲に際し米穀の不足せる時に過ぎず。此場合に於ては關稅は該稅額丈け外米の價格を引上げ従つて内國米の價格をも引上るの作用を爲せども平時殊に豐年期に於ては殆ど全く穀價引上の作用なく内國の米價はそれ自身の需要供給の關係に依りて甚だしく下落することあるなり。故に此關稅は少なくとも現時の我國狀に在りては農業保護の實益なくして唯々凶歲期に米價を暴騰せしむるの作用あり、平時に於ては外國米の輸入を妨害して内外米穀の共通性を減殺し以て米價の變動を甚だしからしむるの效果あるに過ぎず。米價調節の見地よりすれば寧ろ之を全廢す可きものに屬せり。若し一朝の全廢實行し難き事情ありとするも少なくとも法律に依り一定の制限を設け内地米價の一定の程度以上に達せる場合よりして遞次之を減少し、其騰貴甚だしき場合には之を全廢す可き旨を豫め規定し置く可きなり。現今の如く其引下を單に當局者の適宜處分に一任するは決して外米の輸入を容易にする所以の途に非ず。蓋し其引上及び引下の期日及び程度の不明は輸入業者をして甚だしく不安ならしめ、適時適當の輸入を爲すに躊躇せしむること少からざる可ければなり。

十一

更に轉じて暴落の場合を觀れば、米價の暴落は米穀の比較的不足勝なる我國に於ては寧ろ例外たる可き現象に屬せり。然かも此例外なる可き暴落が數年毎に反覆して發生する所以のものは前述の如く米穀の産出額に年々歳々多大の變動あり、而して其變動ある生産額も之を平均賣却すれば相當の高價を維持し得可きに拘らず種々の原因の其平均賣却を妨害するものあるが故なり。曰く貯藏に伴ふの經費、曰く貯藏に伴へる變質減量、曰く資金融通の困難、凡そ此等の原因が豐年に於て地主及び農民をして低價をも顧みず其所有米を賣放たざるを得ざらしめ、商人及び消費者をして購入貯藏を躊躇せしむる所以なる次第は既に曩に述べたる所、

而して此原因は又供給過剰の年度に當りて米價を暴落せしむる原因たるなり。然れば此暴落抑制の手段として産米其物の減少は固と必要とする所に非ず。唯々一定の時期に於ける市場出穀の過剰を削減して其一部分を異日市場に提出するの一事を必要とするのみ。此點よりして之を觀れば暴落調節の策は二種の方面に向つて之を求めざる可らず。一は米穀貯藏方法の技術的改良にして、他の一は其貯藏に對する經濟的便宜の改善即ち是なり。

曰く米穀乾燥方法の改良、曰く作米品種の撰擇、曰く二硫化炭素燻蒸法の實施、曰く貯藏倉庫の改良等觀じ來れば米穀の貯藏保存に對する改良改善の行はるゝに至れるもの決して少なしとせずと雖も、併し米穀の貯藏方法は未だ以て完璧といふ可らず。貯藏に伴ふ減量及び變質の損耗は多少減少せらるゝに至れりと雖も、未だ以て全滅せるに非ず。貯藏保存に附帶せる減損減價は今尙ほ甚だ大なるものあり而して技術上既に可能なるに至れる此減價豫防策と雖も、今尙ほ普ねく農家の知る所と爲らず實施する所とならずして效果不充分なるものあり。然かも之に伴ふ品質分量及び價格の減損が米穀所有者をして豊年度に賣急を爲すに至らしむる一大原因なりとせば此方面に對する技術的改良方法の研究と其實行普及方法の研究とは米價調節上先づ第一に着眼す可き所なる可し。

さはれ此方面に於ける改良改善は學者研究家の多年の研究に俟たざる可らざる所にして、一朝一夕に完成し得可きに非ず、又此種研究を奨励するの外政策上特に施し得可き手段あるなし。従つて近き將來に於ける米價調節策として多きを之に期待するを得ざるなり。此點より觀れば米價調節上主として着眼す可きは經濟的便宜の改善助成に在らざる可らず。否な前述の技術的改善方法中に在りても例令ば倉庫の完成の如く其實行の能否の主として經濟的便宜の如何に在るもの少なからざる次第なり。

然り而して米穀の貯藏に便する經濟的便宜として先づ第一に擧ぐ可きは完全なる倉庫設備の助成なる可し。由來完全なる倉庫設備は貯藏保存の必須の要件にして二硫化炭素の燻蒸、氣候影響の回避、濕氣の豫防等多くの技術的改良法も多くは之を必要條件とするものなるに、然るに其設備には多大の經費を要し、容易に中小農一個人の之を設定するを得ざるものあり。然りとて低廉なる倉敷料にて農民

の貯藏米を引受くるが如き營利的倉庫事業の田舎各地に普及するが如きは望み得可きことに非ずとせば、農業倉庫組合の奨励、農業倉庫に對する特別の保護其他適當なる方策に依り倉庫設備の完成を謀るは目下の一大要務といはざる可らず。而して是れ管に米價調節の爲のみならず、年々歳々常に多少保存されつゝある米穀の變質減價を防ぎ、自然の破壊力を征服して國民經濟の爲に貨物の供給を潤澤ならしむる一種消極的の生産増進手段たるなり。

加ふるに農業倉庫の完成は農家資金融通の點より觀るも亦必須の要件なり。米穀金融を初め農業上の動産信用が一般に其必要を認められつゝあるに拘らず多くの邦國に於て其發達頗る遅々たるものあるは完全なる倉庫制度の存在せざるに基因せること多し。我國に於ける米價の暴落が地主及び農民の金融上の必要に基づく投賣に基因する場合多きこと前述の如しとせば、此點よりしても亦農業倉庫の完成は米價調節上一大必要事といはざる可らず。現に第一回の米價調節調査會に於て應急調節策の審議せられ、該調節策の一手段として米穀に對する低利資金融通の議の唱へらるゝや、其實行方法の審議に際して先づ一般に懸念せられたるは如何なる倉庫の在米に資金を融通す可きやの問題なりき。倉庫の技術的設備の完全と其管理經營の確實とは動産信用給付の必須要件なればなり。

然れど農業倉庫の完成のみにては未だ以て充分に農村金融を緩和し得可きに非ず。豊年殊に米價下落の趨勢の現はるゝに際して幾多の地主及び農民が米穀投賣の必要に迫らるゝ原因は前述の如く主として資金の窮乏に在るが故に、米穀所有者の此急を緩和せんが爲には特に過度の米價下落の趨勢現然たる際に於て農村の金融を豊にするの途を講せざる可らず。此點よりして第一に計畫す可きは政府又は一定の特種銀行主動者となり、米價一定の限度以下に降れる場合に於て潤澤の資金を用意し適當の方法を以て之を農村の動産信用に利用するに在り。常時に於て豫め一定の方法を定め適當の準備をなしつゝ事の發するに臨んで直に之を實行することとせば所謂農民の投賣の弊は概ね之を沮止するを得ん。此點に於て政府及び特種銀行に要請す可き事項は一にして止まらざるなり。

併し、我農村現下の資金融通上の缺陷は單に勸業銀行農工銀行又は政府の施設の不充分なるの一事のみに非ず。政府又は特種銀行に於て相當の盡力を爲すも其

盡力の効果が實際農民に及ぶの實少なきは彼の低利資金を初め多くの場合に於て見る所、而して其原因は一に農村に於ける金融組織の不備不完全に在るの状あり。數千の産業組合ありと雖も、其組合が實際に産業組合たるの實を擧げつゝあるは實に晨星の寥々たるが如き有様なり。金融組織の斯く不備不完全なる原因は、一は農村人物の缺乏に在りて之が矯正は農民の教育開發に待たざる可らずと雖も又一は民度に適應せざる法令の束縛、制度の精神を了解せざる下級官吏の監督干渉に在りて之が矯正を制度及び行政の改善に期す可きもの少なからず。此點よりして現今の産業組合法の改善と地方官吏に依りて行はるゝ監督獎勵の方法の改善とは單に米價調節の爲のみならず一般農政の爲にも調査劃策を必要とする所なる可し。制度法規を普通農民文化の程度に適應せしめ、行政上の施設に一層實質を尊びて形式を捨つるの風あらしむるは惟ふに目下の一大急務なる可し。

要するに米價暴落の調節手段としては如上の方針に依り貯藏技術の改善と農村金融状態の改善に盡すの外、安全の策なかる可く、而して其手段方法こそ米價調節上調査研究す可き眼目たる可し。

十二

そは兎に角以上兩方面の方策は何れにしても常時に於て一定の準備を要し、適當の施設を爲すを要すと雖も、併し實際上政府又は其他の當局者が眞に力を致す可きは暴騰又は暴落の實際に現はれ來るの際に在り。一定の制度は豫め之を確定して一般民衆に周知せしむるの必要あり、然らざれば其突然の實施は米價の人爲的急變を促し經濟界を攪亂するの弊あるを免れずと雖も、米價調節上最も直接に效果を生ず可き外米輸入の實行又は農村低利資金融通の如き直接的施設は米價が一定の程度以上に奔騰し又は一定點以下に下落するに及んで初て行はる可き施設に屬せり。従つて此點より言へば此等施設の要部は米價の一定範圍以外に奔逸せる場合に限られたる臨時的應急的調節策たるの性質を有し、唯々其施設の施さる可き時期が豫め一定せる條件に依りて指定せられあるの點に於て常時の政策たる實あるのみ。故に此種の政策の制定には二個の難問題の豫め解決を必要とするものあり。平準米價の決定と常時普通の變動と見做す可き其上下に於ける變動の限度、換言すれば普通變動範圍と見做す可き直中の範圍の決定は即ち是な

り。蓋し何れの場合に於ても豫め一定の臨時策を定め一定の條件に従つて之を實施せんとせば其條件の確定は先づ第一の必要ならざるを得ず。即ち如上の米價調節策の場合に於ては其以上を暴騰相場と見做す可き一定の最高限度並に其以下を暴落と見做す可き最低限度の相場を確定して之を調節策實施開始の條件とせざる可らず。然るに此暴騰暴落の限度を定むるには先づ其中間點たる一定の基準相場を定め其以上及び以下一定の限度を以て暴騰暴落の限界とせざる可らず。農商務省の参考案が一石十六圓を以て基準相場と定め其上下各二圓即ち十八圓と十四圓とを以て其兩限度と定めたるは即ち是なり。然れど此決定に際して如何なる價格を基準と認むるの正當なるやは解決至難の問題たらざるを得ず。農商務省参考案は生産費を以て最低限度と定め、過去幾年間平年度に於て普通に現はれたる變動の範圍四圓を以て正常の變動範圍と認め其中間を以て基準的正常價格と見做したりとのことなれども、其の所謂る生産費なるもの、算定は頗る不正確なるものたるを免れず。蓋し生産費の下に如何なる費目を包含せしむ可きやは經濟學の理論尙ほ確然たる解決に達せざる程なる上に、縱令ひ臆斷的に之を一定するとするも其中に含まるゝ費用項目、即ち原料代價勞銀、利子等は時と場所とに依り著しき變動あるを免れず、従つて其算定頗る不正確なるを免れざるなり。更に過去数年間の卸賣相場又は取引所相場の平均を以て之を基準とするも時に二三年間非常の暴騰を示し時に非常の低落を示すことある米價の場合に於ては又等しく認めて以て正確なる基準價格と見做し難きものあり。加ふるに其の所謂る平均なるもの、算定に就ても普通の所謂る合計平均即ち算術級數的中項が眞の平均なるや、幾何級數的中項又は調和級數的中項が寧ろ實際の平準を示すものに非ざるやに就ても等しく議論なきに非ず。觀じ來れば一般に正當視せらる可き基準價格を求むるは理論上並に事實調査上全く不可能事に屬せり。然れど此基準が斯策實行上絶對の必要事なること前述の如しとせば吾人は須らく常識に訴へ生産費の調査過去数年間の平均相場等一般に相當と認めらるゝ幾多の事實を斟酌し一定の方法に依り之を折衷調和して、縱令ひ臆斷的ながらも一定の基準相場を定め年々歳々之を公表して以て、米價調節策の開始さる可き根本の條件を豫め周知せ

しめざる可らざるなり。

然り而して此基準相場決定と等しく代價正常の變動即ち普通變動の直巾の決定も亦至難のことに屬せり。米穀の一大部分が一定期間貯藏せられざる可らざる以上、而して其貯藏には幾多の失費と損失とを伴ふを免れざるものなる以上、相當の價格變動は豫期せられざる可らず。此變動全く豫期せられずとせば敢て損失の危険を冒して自ら貯藏の局に當るものなかる可き次第なれば、如何なる調節策と雖も低落の場合と騰貴の際との間に此失費損失を償ふに足る丈の價格の相違の實現するを妨ぐるを得ざる可し。然れど此失費損失の限度が普通幾何を正常の限度と認む可きやに就ては之を構成する利子、減量、變質等のそれ〴〵時に依り地質に依り將た米質に依りて相違せる以上、彼の生産費と同じく到底正確の數を得る能はざるなり。或は又彼の農商務省参考案の如く過去十數年間の平年に於ける變動率平均より算定するとするも亦基準價格を求むる場合と等しく果して米穀需給の關係上正當視す可き變動範圍を求め得可きや疑なきを得ず。殊に豊年と凶年との間に存せる直巾を無視して單に平年のみの變動を正當視し、之を以て凶

年豊年間の變動をも率する米價調節策の一標準とするは特に疑なきを得ざるなり。然れば此直巾の決定も亦等しく過去の變動と如上の貯藏失費の概算とに照し常識に訴へて臆斷的に之を定むるの外なかる可し。

以上二種の標準即ち米價の基準と其變動範圍との算定は何れにしても前後を通じて一定なるものなる可らず。蓋し價格の平準點は生産費、通貨關係其他種々の事情よりして常に變動するを免れず、現に米價に就て見るも一石十圓を暴騰と見做せる時代あれば十二三圓を既に暴落相場と認めたる時期もある如き次第なるが故に、此基準價格を十五圓又は十六圓と判然貨幣額にて一定するは決して當を得たるの制度に非ず。調節の制度としては唯々之を算定する一定の方法を定め、年々の基準相場は年々歳々之を當局より算定公示することゝす可く、又正常直巾の限度に關しても等しく金額にて之を一定することなく、基準價格に對する一定の割合率を以て之を定む可し。蓋し等しく四圓の變動も基準價格が十六七圓臺にあれば大變動に非ざるに反し、基準價格五圓七圓の場合には大變動たるの實あればなり。

十三

要するに米價の調節は至難事なるも處するに其法を以てせば絶對的の不可能事に非ず。單に調節其物のみを主眼として國家權力を之に集中せば任意の價格調整も亦不可能事に非ずと雖も、併し、國家若しくは其他の團體の力に依り直接に米價に干渉して之を一定の點又は一定の小範圍内に維持せんとするの策は非常に繁雜なる手數と多大の經費及び極度の經濟的壓制を必要とし、現下の財政狀態並に經濟事情の下に於て到底實行し得可らざる所なるのみならず、現經濟制度の原則と根底に於て衝突する所甚だ多く、其實行は甚だしく經濟社會を攪亂するに至るの弊なきを得ざるなり。

之に反して供給の條件に干渉し可及的市場出穀の平均を助けて間接に米價の激變を緩和せんとするの策は其效果前者の如くの確なるを得ず、豫想範圍以上の變動も亦絶對的に之を沮止するを得ず、従つて米價調節の策としては頗る遺憾とす可き點多しと雖も、併し價格直接干渉策の如く實行困難、弊害甚大なるものに非ず。殊に現經濟制度の原則に背反することなく、目下實行されつゝある經濟政策上

の施設と相俟ちて農業其他一般産業の發達に貢献す可き性質のものに屬せり。此種に屬する手段方法は勿論種々雜多にして其實行獎勵の方法亦種々ある可きが故に、其方策の組立及び實施方法如何に依りては多少の非議す可きものある可しと雖も、其根本方針に至りては大體上是認して可なり。惟ふに這回の米價調節調査會の立案も此方針に出で、適當の策を求むるの外なかる可し。

併し、何れにしても調節策なるものが上述の如く事實上臨時的施設たるの性質を有する以上、調節策開始決定の條件たる基準價格と正常なる價格變動範圍とは豫め之を決定せざる可らず。而して此決定は前述の如く何れにしても臆斷的の處置たるを免れずとせば、米價調節策は如何なる妙策も既に此點よりして理論上並に實際上より幾多の非難攻撃に遭遇するものと覺悟せざるを得ざる可し。

(大正三年十二月三十日稿)